

議案第93号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1
項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年12月19日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成12年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町
条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引か
れた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第12条関係）		別表第1（第12条関係）	
階 級	年 報 酬	階 級	年 報 酬
略		略	
副地区団長	51,400 円	地区副団長	51,400 円
略		略	
部 長	17,800 円	班 長	17,800 円
班 長	15,700 円	副 班 長	15,700 円
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。